

## サービス利用規約

本規約は、弊社サービスをご利用頂く際の注意事項と規約を掲載致しております。弊社へのお申込の前に必ずお読み下さい。またお申込においては当約款に同意頂いたものとさせていただきますので予めご了承下さい。 ※2023年8月22日 改定

### 第1条（契約の成立）

Grandline Philippines Corporation（以下「本校」という）の提供する語学研修プログラム（以下「プログラム」という）の受講を希望する申込者（以下「申込者」という）は本校に対して、本校のプログラムの内容及び以下の条項を承諾のうえ、受講の申込みを行い、本校がこれを受諾することをもって、契約が成立したものとします。

### 第2条（お申込の方法および期限）

- ① 申込者による申込書類一式（以下「申込書」という）の提出期限は、申込書に示されるプログラム開始の日から1か月前までとし、当該申込書の提出をもって申込がなされたものとします。但し、申込書提出期限前に申込書の提出その他申し込みの意思を示した場合には、当該日をもって申込がなされたものとします。なお、申込者と本校の合意がある場合、別途期日を定めることが出来るものとします。
- ② 申込者が法人の場合において、申込後にプログラム参加者(以下「参加者」という)の人数を増やす場合には、前項に規定されている申込書提出期限前に追加の申込書を提出し、追加人数分のプログラム料金を遅滞なく本校指定の期日までに支払うこととします。但し、申込者と本校の合意がある場合、別途期日を定めることが出来るものとします。なお、本校の判断により追加の申込書を受領しないこともできるものとします。
- ③ お申込後のプログラム手配に関しては、申込者からの入金確認後に開始され、手配開始後にプログラム受講に関する必要な資料などを電子メール等で送付致します。但し、申込者が法人の場合は、本校と別途手配開始日を定めることが出来るものとします。
- ④ 本校側の事由でプログラム手配が遅延する場合があります、遅延する場合、その都度ご連絡致しますが、遅延の可能性について予めご了承下さい。

### 第3条（役務の提供及び対価の支払）

本校は申込者に対し、本校の定めるプログラムの中から申込者が選択した内容の役務を提供します。申込者は、学費、その他請求書に記載された金額（以下「プログラム料金」という）を本校の定める方法(請求書等)により、原則としてプログラム開始前の本校が指定する期日までに支払うこととします。

#### **第4条（プログラム提供の形態）**

本校のプログラムは、所定の教室で所定の指導時間内に、原則としてマンツーマンで行います。なお選択されたプログラムによってグループレッソンの形態もございます。

#### **第5条（プログラムの実施場所）**

プログラムの実施場所は、本校校舎の他、本校の指定する場所において行われます。但し、やむを得ない事情がある場合に、本校以外の場所で提供する場合がございます。

#### **第6条（プログラム期間と契約期間）**

プログラム期間は、プログラムの開始日からの終了日までの間、又は請求書に記載する期間とします。本校がプログラムを提供できる環境を手配している限り、申込者の実際の受講の有無に関わらず役務提供を果たしているものと見做します。

なお、ご契約期間は、プログラム終了の日、或いは本校施設の利用を停止する日のいずれか遅い日までとします。

#### **第7条（申込者による任意解除）**

①申込者が、第2条①に定める申込期日経過後に、申込者の事情により申込の取り消しがなされる場合には、遅滞なく本校に対しその旨を文書で通知し、その取り消しがなされた時点により下記区分に応じたキャンセル費用を除いた金額を、本校は申込者に対する返金の対象とします。

キャンセル時点	キャンセル費用
講座開始日の前日から起算して遡って30日目にあたる日以降	プログラム料金の20%
講座開始日の前日から起算して遡って14日目にあたる日以降	プログラム料金の50%

講座開始日の前日から起算して遡って7日目にあたる日以降	プログラム料金の100%
-----------------------------	--------------

なお、申込者の申込書提出後であれば申込者から本校への振込前であったとしても、本校において手配のために支払いが完了している金額に関しては、本校からの通知に基づき、申込者から本校に対して支払われるものとしします。

②申込完了後に申込者または参加者のプログラム開始時期の変更が必要となった場合も、前項の定めが適用されるものとしします。

③申込者が、第2条①に定める支払期日経過後に申込の取り消しをする場合には、本校はプログラム料金の100%を取消料として受領するものとしします。

### **天災等による休講について**

本校の責によらない事由や、天災地変（台風、停電、地震など）などの不可抗力事由でプログラムの実施ができない場合、本校は一切の責任を負わないものとしします。

### **個人的理由による欠席への対応について**

個人的理由によるプログラム欠席の場合の払い戻しや再授業は行わないものとしします。但し、事前に本校に通知し、本校と申込者または参加者にて別途合意をした場合はこの限りではありません。

### **プログラム中に体調不良となった場合**

ご留学中は、レッスン受講前に毎日検温を実施いただきます。検温の結果、体温が37.5度以上ある場合には、自室よりオンラインにてレッスンをご受講いただきます。また、咳が続く場合なども同様に自室でのレッスンとなりますのでご了承ください。新型コロナウイルスの検査を希望する場合には、学校の用意する抗原検査キットをご利用いただくか（利用の際はキット代金として1,000円をお支払いいただきます）又は近隣の病院にて抗原検査をご案内させていただきます。

### **新型コロナウイルス罹患によるキャンセル及び留学中断について**

新型コロナウイルスに罹患したことによりプログラムを実施及び継続できない場合のキャンセルについては、本条に記載するキャンセル料金の適用は行わず、以下の特別対応を行うこととする。

プログラム開始前に罹患した場合：

フィリピンへの渡航日当日時点が、厚生労働省の定める療養期間中となる場合、本校に支払ったプログラム料金全額を返金いたします。なお、返金にあたっては、保健所が発行する療養証明書の提示が必須となります。

プログラム期間中に罹患した場合：

留学中に新型コロナウイルスに罹患し、授業を受けることができなくなり当該事由により帰国を希望する場合については、翌週分以降の基本料金を全額返金いたします。なお、現地での療養期間を病院等ではなく、当社滞在施設の利用を継続希望される場合については、当該滞在費用と上記の返金額を相殺した上で最終的な返金額を算出いたします。

### **お申込確定について**

お申込の確定は申込書を送信頂き、本校より受入可能の旨ご連絡した時点となります。

### **キャンセル受領日について**

キャンセルのご連絡は、eメールもしくは電話でのご連絡により、通知を受け取った日をキャンセルの受領日とします。

### **返金手続きにおける諸費用について**

返金が必要である場合には、振込みにかかる送金手数料、銀行手数料は、申込者の負担とし、それら諸費用を差し引いた額を日本円にて申込者の指定口座に振込むものとします。

## **第8条（任意解除の方法）**

前条による契約の解除は、申込者が契約を解除する旨を記載した本校所定の書面を本校に提出することにより効力を生じます。解約により発生する手数料はご負担いただきます。

## **第9条（役務の変更）**

- 1, 申込者は本校に対し申込者が選択したプログラムの内容を変更するよう求めることができます。但し、本校の定める事項に抵触する場合はこの限りではありません。
- 2, 本校は提供する役務に関して出来る限り最新の情報を提供しておりますが、事情により告知なしに変更されることがあります。

## **第 10 条 （本校ウェブサイトについて）**

本校で提供する情報に関して、細心の注意を払いご提供致しておりますが、情報によっては時間的な誤差が発生する場合があります、本校がご案内する情報及びコンテンツに関して、最終的な内容を保証するものではありません。また本校は本校ウェブサイトを利用した事で生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。

## **第 11 条 （プライバシーポリシーについて）**

本校では、お客様から頂いた個人情報の保護に細心の注意を払って取り扱うものとし、プログラムに関連して受領した個人情報は、目的外の用途には使用しないものとします。また本校ウェブサイトへ個人情報を掲載させていただく場合、事前に申込者の許諾を得るものとします。ご承諾頂いた個人情報または個人情報を含まない情報に関しては、本校ウェブサイトにて掲載をさせていただく場合がございます。

## **第 12 条 （役務を提供できないときの取り扱い）**

本校は、申込者の契約した役務を本校の責に帰すべき事由により提供できない場合、休講とし、可能な範囲で補講を提供するものとします。また補講ができない場合は、休講分の学費を申込者に返還するものとします。但し、申込者の契約した役務をできないことにつき、本校の責に帰す事由がない場合、この限りではありません。

## **第 13 条 （施設等の利用）**

申込者は、第 7 条に定める期間中、本校の施設・備品など本校の定める規則に従い利用することができます。但し、本校が利用を禁止した期間については、当該施設・備品などを利用することはできない場合がございます。

## **第 14 条 （損害賠償）**

本校は、その責めに帰すべき事由により損害賠償責任を負う場合であっても、賠償すべき損害の範囲は、相手方に生じた通常の直接損害に限るものとします。また、賠償すべき損害金額は、申込者が本校に支払済みのプログラム料相当額を限度とします。

なお、外出中など本校の管理下でない間に発生した事故、本校の参加者の能力又は技能が向上しないことに起因する損害、本校内において生じた盗難及び紛失については、一切損害賠償の責は負わないものとします。また本校の管理下における参加者の行為に起因する

偶然の事故については、法律上の損害賠償に基づき参加者及び、その保証人が解決にあたるものとしします。

#### **第 15 条（遵守義務）**

申込者は、本校の定める規定、講師及び本校の職員の指示や指導を遵守するものとしします。申込者は、本校の運営に対して妨害となる行為、本校を誹謗中傷する行為、その他公序良俗に反する行為を行わないものとしします。申込者は、申込者の所持品について、自己の責任において保持管理しなければならないものとしします。

#### **第 16 条（禁止事項）**

本校は申込者による以下の行為を固く禁止致します。なお本件につきましては契約期間終了後においても等しく禁じるものとしします。

- 1,本校が雇用する者と生徒との間に発生する金銭の取引。
- 2,講師の勧誘及びそれに準ずる行為。
- 3,その他当校の運営を妨げる行為。

#### **第 17 条（本校による解除）**

本校は、申込者が前条の定め違反し、本校より改善を求めたにもかかわらず、その改善が見られない場合は、当該申込者に対して役務提供を停止し、又は契約を解除することができます。この場合、当該停止期間中および契約解除に伴うプログラム料は、返還しないものとしします。

#### **第 18 条（不可抗力による免責事項）**

本校は以下の場合において、一切の責任を負わないものとしします。

- 1, 戦争、暴動、自然災害、疫病、交通機関の遅延又は不通、講師の死亡・事故など不可抗力により役務の提供、遅滞、変更、中断もしくは廃止、その他講座に関連して発生した申込者の損害。
- 2, 海外渡航における全ての活動（交通機関利用、就学、観光、ショッピング、飲食、スポーツなど）において、事故や災害、怪我、疫病、犯罪による損害。
- 3, フィリピンの祝日などによる受講日数の減少（原則、振替授業等はいりません。）
- 4, 申込者がパスポート及び航空券、VISA 等の取得ができず、予定の出発ができない場合。

5, 申込者がパスポート及び航空券、VISAの不備等、その他何らかの事情により、航空会社による搭乗拒否、出発国による出国拒否、渡航先国に入国拒否をされた場合。交通機関における運行遅延、運行休止等によって発生した損害及び日程変更。

6, 渡航方法、渡航先国の情報やVISA申請情報等の情報提供サービスは、最新の情報に基づいて行っておりますが、渡航先国・航空会社等で諸情報に変更がある場合もあり、申込者がその情報を利用し行動する際の責任、また変更に伴う責任。

7, 申込者との連絡に使われる電子メールや電話等の障害・特徴に起因して発生した損害に対する責任。

8, フィリピンのインターネット配信環境において発生した通信の遅れ・不通等に対する責任。

#### **第 19 条 （紛争の解決）**

本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合には両者協議のうえ解決するものとします。本契約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

#### **第 20 条 （約款の変更）**

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。